

議事要旨(3) 企業会計基準公開草案「役員賞与に関する会計基準(案)」について

本会計基準案の概要は次のとおりである。

本会計基準案の目的

本会計基準案は、取締役、会計参与、監査役及び執行役(以下「役員」という。)に対する賞与(以下「役員賞与」という。)の会計処理を定めることを目的とする。役員に対する 金銭以外の支給や退職慰労金は扱わない。

会計処理

役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する。

適用時期

会社法施行期日以後開催される株主総会の決議に係る役員賞与から適用する。

その他

本会計基準案の適用に伴い、実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の 取扱い」を廃止する。

委員の中からは、役員賞与を定時株主総会で決議する場合の取扱い(未払金とするか引当金とするか)について、文案では「結論の背景」で取り扱っているが、「会計基準」で取り扱った方がよいのではないかという発言があった。しかし、全体としては事務局案のままでよいのではないかとする意見が多かった。

以上

⁽財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。